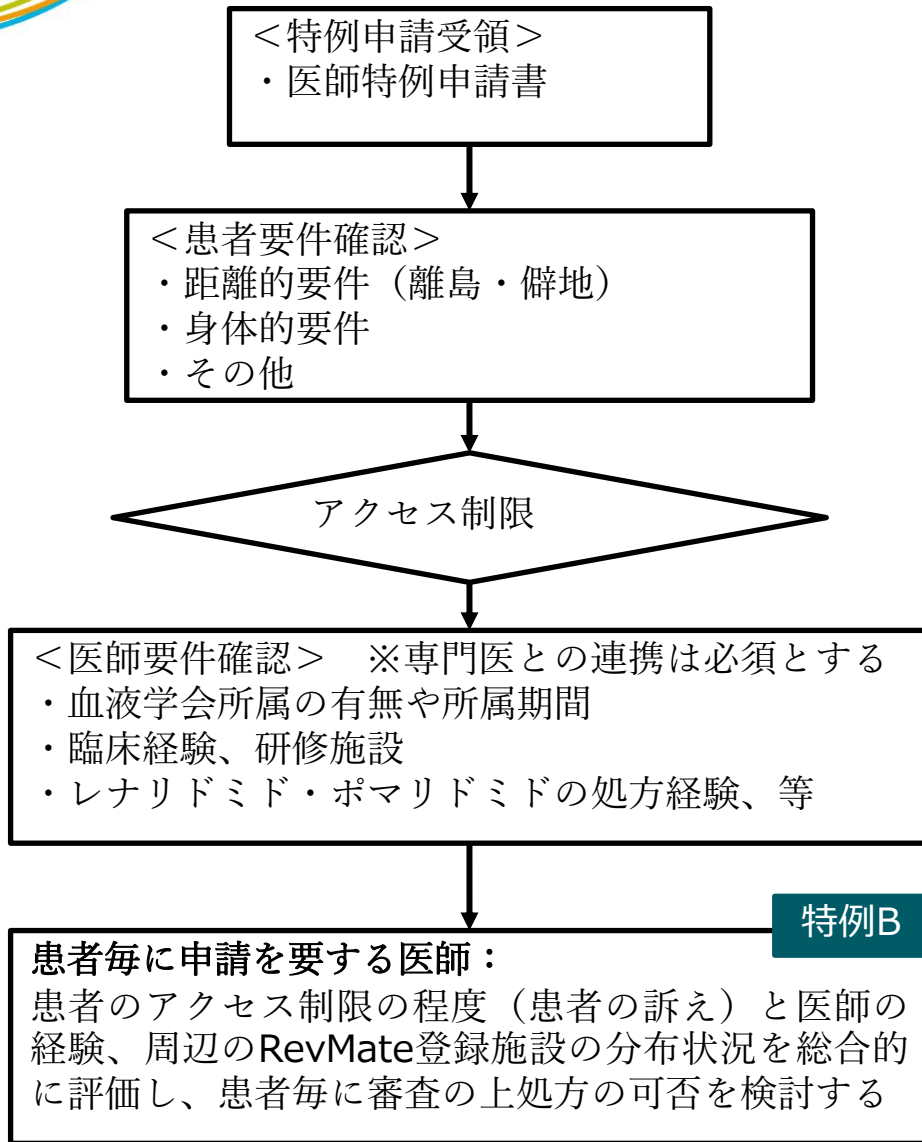


処方医師の登録基準（特例該当部分の抜粋）

- 但し、運営委員会の審議により、**専門医と同等の知識と経験を有し且つ専門医との連携が可能であることが確認され、処方医師として登録することが差し支えないと判断された場合は、この限りではない。**



<特例医師区分内訳>

- A: 血液専門医に準じ、患者毎の審査を必要としない医師
- B: 患者毎の審査が必用な医師

特例A

血液専門医と同等とみなす医師：
運営委員会の判断で血液専門医と同等の知識と経験があると認められた場合、患者限定としない医師登録を認める。

特例B

患者毎に申請を要する医師：
患者のアクセス制限の程度（患者の訴え）と医師の経験、周辺のRevMate登録施設の分布状況を総合的に評価し、患者毎に審査の上処方の可否を検討する